

令和8年度第1回「さいたま市食の安全委員会」 概要

日時	令和8年5月18日（月）14時00分～16時00分
場所	大宮区役所 601・602 会議室及びオンライン
出席者	<p>〔委員〕計10名 榎本委員、近委員、斉藤委員、佐藤（美）委員、佐藤（立）委員、雫石委員、高野委員長、田島委員、鶴岡委員、望月委員</p> <p>〔関係課〕計10名 市場消費生活総合センター所長／竹村保健衛生総務課長／戸村食肉衛生検査所長／健康支援課坂石栄養士／澤田食品衛生課長／土屋生活科学課長／農業政策課篠原係長／健康教育課小田主任指導主事／稲熊中央区役所保健センター所長／川越生活衛生課長</p> <p>〔事務局〕計3名 生活衛生課：神田課長補佐／中島主査／岡崎主査</p> <p>〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名</p>
欠席者	<p>〔委員〕計3名 久家委員、栗委員、長谷川副委員長</p>
議題	<p>1 保健衛生局 保健部 生活衛生課長あいさつ</p> <p>2 委員の自己紹介</p> <p>3 議事</p> <p>（1）「さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について</p> <p>（2）令和7年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について</p> <p>（3）令和8年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について</p> <p>（4）その他</p>
公開又は非公開の別	公開
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和8年度 第1回「さいたま市食の安全委員会」 席次表 ・ さいたま市食の安全委員会設置要綱 ・ 「さいたま市食の安全委員会」第12期委員名簿 ・ （参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿 ・ （資料1）「さいたま市食の安全委員会」の概要 ・ （資料2）さいたま市食の安全基本方針 ・ （資料3）令和7年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」の実施結果

	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料４）令和８年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」（案） ・（資料５）令和８年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」 ・（資料６）さいたま市食品衛生法施行細則（平成１４年３月２９日規則第６８号）
問い合わせ先	さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

議事（１）

さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について

事務局（生活衛生課）から、資料１及び２に沿って説明を行った。

議事（２）（３）

令和７年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について 令和８年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について

生活衛生課長から、資料３及び４に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

<質問・意見等>

○委員

昨今の物価高の影響で、検査に関わる様々なものが値上がりしている中で、（検査等の）件数を維持するということは、その分の予算は取ってあるという認識でよいか。

○生活衛生課

検査に限らず様々なものが値上がりしているが、食の安全という観点から、検査については件数を維持してやっていく。

○委員

中東情勢もあり、例えばシャーレの納品が遅れるかもしれない等の状況だが、そういったリスクも含め、しっかり検査の体制を整えていくということによいか。

○生活科学課

中東情勢によって、プラスチック製品の調達に厳しいという話になっている。シャーレ、手袋など使い捨ての様々な検査器具は、やはりプラスチック製品が多いという状況ではあるが、ひとまず今年度分に関しては、なんとかなるのではと思っている。（納品）業者にも相談をさせていただきながら、確保に努めている。ただ、これが今後も続いてしまうと、厳しくなることもあり得ると思われる。

○委員

(資料3) 14ページと18ページの上部、「食品衛生推進員」「食生活改善推進員」の修了者等の数について、(目標まで)あと一歩(B評価))という記載があるが、どんな理由があるのか。例えば、活動内容の難しさ、インセンティブの有無等が関係しているのか、そもそも(こういった制度の)存在の周知に苦戦しているのかなど目標の人数に達成するまでにどういった壁があるのかお教えいただきたい。

○生活衛生課

食品衛生推進員は、食品衛生の向上に熱意と識見を有する方に協力してもらい、飲食店等の施設の巡回指導を行っている。候補者については、さいたま市食品衛生協会と相談し推薦していただいている。食品衛生推進員は皆本業がある中で巡回指導も行ってもらうこととなるため、選定に苦慮している。重要な取組みだと認識しており、引き続き、さいたま市食品衛生協会とも連携しながら、活動をお願いしていきたい。

○保健センター

(食生活改善推進員について)6日間を1つのコースとして講座を実施しており、全日程を受講しなければ修了証を交付していない。そのため、欠席者が出てしまったことで目標人数に達していないという状況である。ただし、翌年度に補講を行うことで修了できるよう配慮している。

○委員

昨年度の修了の人数に計上されなかった場合でも、今年度にまた改めて修了すれば、今年度分の人数に反映されるということか。

○保健センター

その通り。前年度未修了の方にはこちらから声をかけ、(今年度に)なるべく参加していただくようにしている。

○委員

ナフサ不足のニュースは非常に気がかりである。食品トレイ、容器パッケージなどあらゆるものが不足してくるという懸念がある中、消費者が容器、保冷剤などを持ち込んで、惣菜等を購入する必要があるのではと耳にしている。さいたま市で既に懸念されている事案は把握しているか。

○生活衛生課

ナフサ不足に関する情報はいろいろあるが、現時点でさいたま市において、食品関係で消費者の行動が変わる、または変えていかなければならないという状況にはないと承知している。今後も注視していかなければならない案件だと考えている。

議事（４）その他

令和８年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」について
さいたま市食品衛生法施行細則の改正について

生活衛生課事務局から、資料５及び６に沿って説明を行った。

<質問・意見等>

○委員

食品衛生監視指導計画は３月にとりまとめたが、その後４月に法改正があり、特定原材料が８品目から９品目に増えた（カシューナッツの追加）。（資料５）の用語解説の④について「８品目」となっているため、修正しておいた方がよいのでは。

○生活衛生課

ご指摘のとおり。

（ホームページ等で改正されている旨周知することに対応）